

年金WPPによる老後の 生活保障に関する研究

2022年11月26日

拓殖大学 政経学部 白石ゼミナール

井上翠・遠藤涼馬・加藤力・楊ショウ・南雲日菜実

目次

- 1 研究の問題意識
- 2 老後資金を確保する方法
 - 2－1 公的年金の繰り下げ支給による年金増額
 - 2－2 就労延長するともらえる勤労収入
 - 2－3 退職金はどれくらいもらえるのか
 - 2－4 老後の消費額はいくらか
- 3 WPPに関する試算
 - 3－1 ケース別の試算結果
 - 3－2 WPPがもたらすもの
- 4 まとめ

1 問題意識

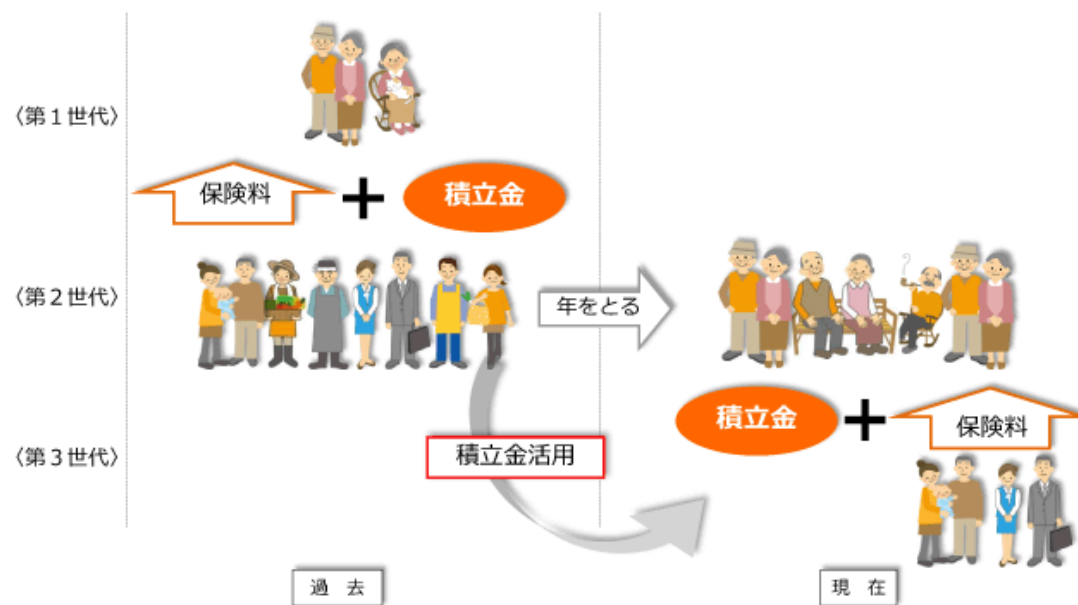
リサーチ・ クエスション

1. 繰り下げ受給したら年金は増えるのか？就労延長したらどうなるのか？
2. 人生100年時代において、老後資産はどう推移するのか？
3. 繰り下げて年金収入が増加したら、税と社会保険料の負担額はいかえって増えないか？

年金とは 世代間の助け 合い

◆公的年金制度：現役世代が払った保険料を
高齢者に給付する、「世代間での支え合
い」の仕組み

➡賦課方式で運営されている

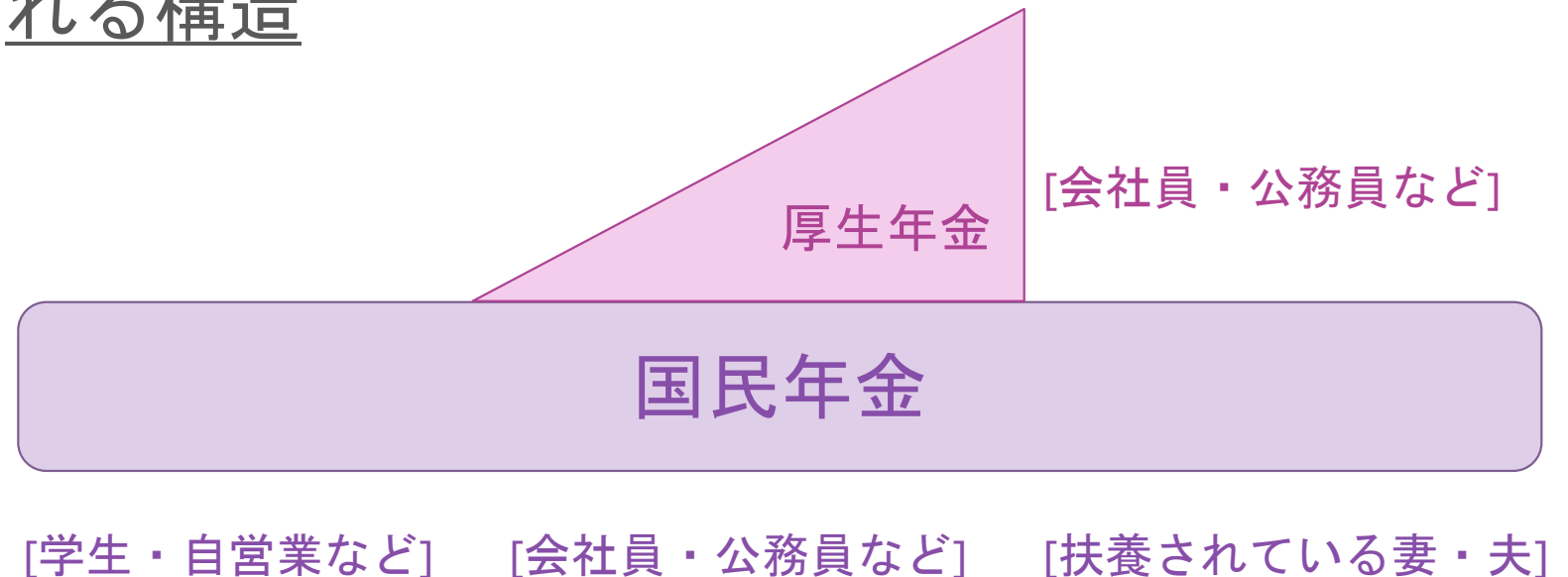


資料：厚生労働省「現行年金制度の賦課方式」

公的年金は 2階建て

◆国民皆年金：20歳以上60歳未満の人は、すべて加入しなければならない公的年金のこと（基礎年金ともいう）

日本の公的年金制度は、「2階建て」と呼ばれる構造



WPPとは何か？

◆ **W**はwork longer、**P**はpublic pension、private pensionのことで、働けるうちは長く働いて私的年金で中継ぎをし、最後は公的年金で締めるという考え方のことである。



2 老後資金の確保の方法

2-1 公的年金の繰下げ受給

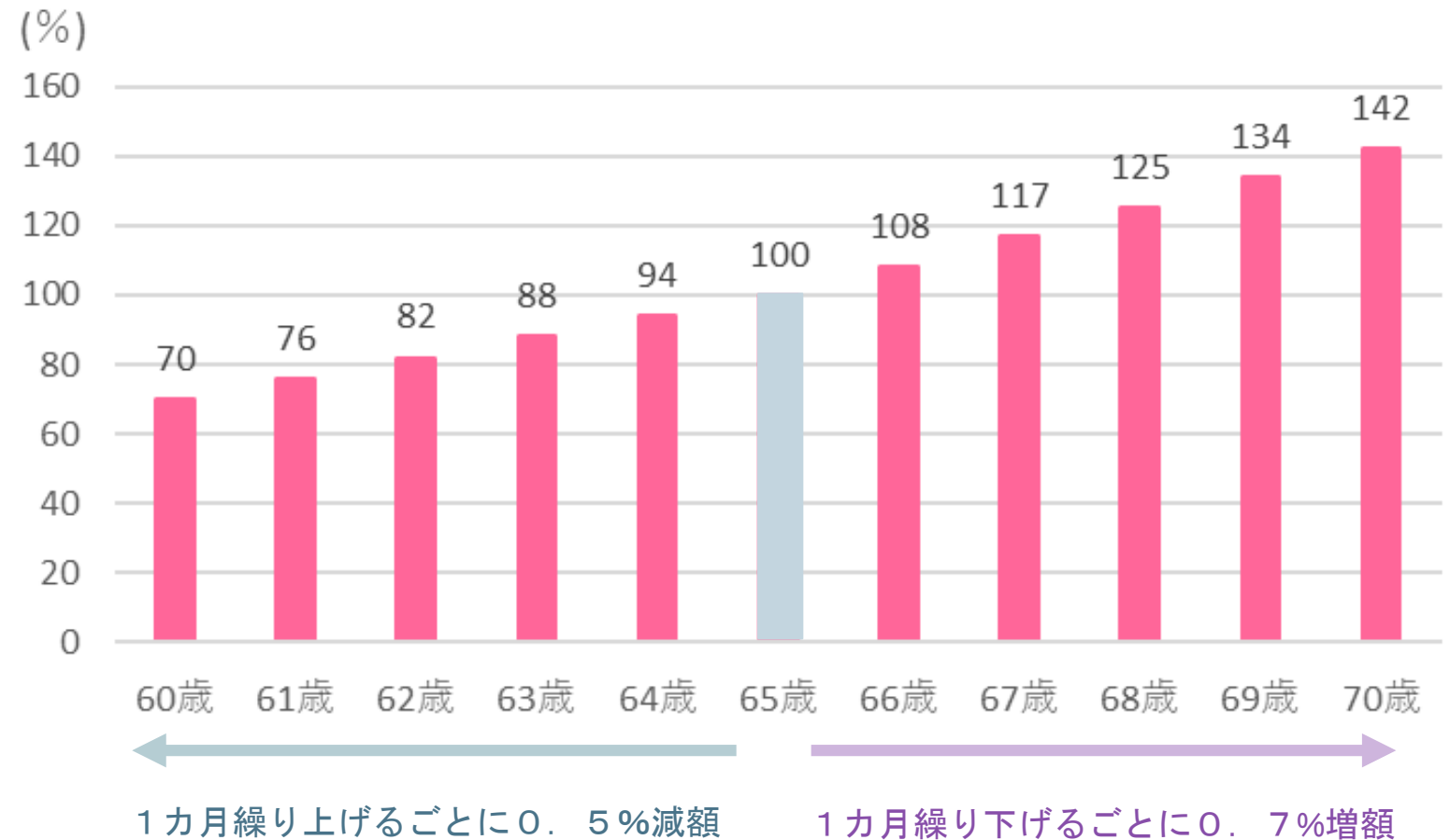
💡 年金は繰下げ受給ができる

◆ 現行制度では、原則 65 歳から年金を受け取ることができる。ただし、本人が希望すれば年金の支給開始後 66 歳以降好きなタイミングで支給を遅らせることが可能

$0.7\% \times 65 \text{ 歳に達した月から繰り下げ申し出月の前月までの月数} = \text{増減率}$

(例) 5 年 (60 ヶ月) 遅らせると 42% 増額できる

💡 70歳に繰
下げると
1.42倍に
なる



💡 9 ケースについて考える

【65歳受給】

- A : 片働き(65歳受給)
- B : 単身 (65歳受給)
- C : 共働き (65歳受給)

【70歳繰り下げ】

- D : 片働き (70歳繰り下げ受給)
- E : 単身 (70歳繰り下げ受給)
- F : 共働き (70歳繰り下げ受給)

【65—69歳就労+70歳繰り下げ】

- G : 片働き (就労延長+繰下げ受給)
- H : 単働き (就労延長+繰下げ受給)
- I : 共働き (就労延長+繰下げ受給)

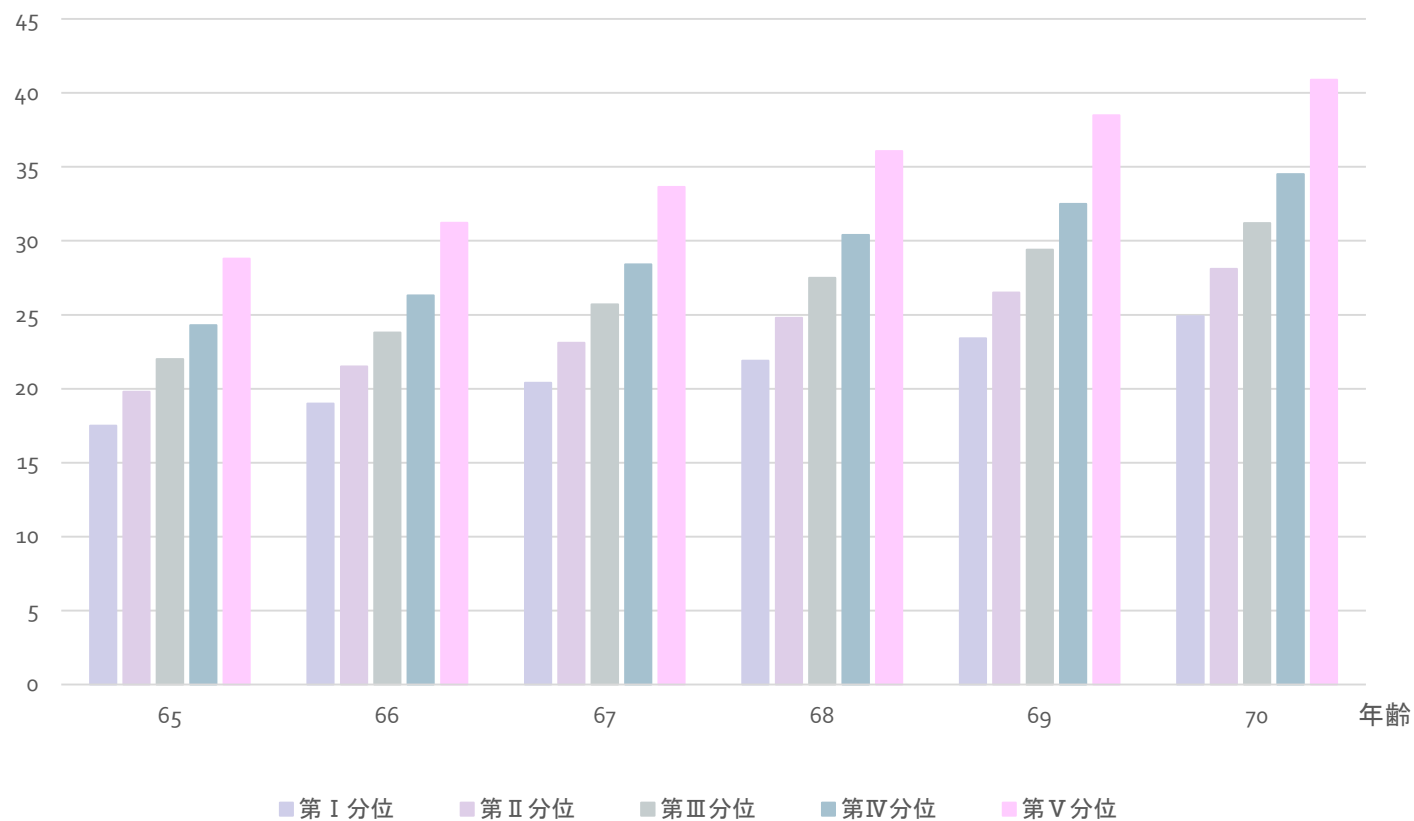
💡試算前提： うち年金額

- ◆年金額は、厚生労働省「2019年財政検証」から得た。
- ◆収入階級は、Ⅰ～Ⅴまで5分位を設定。5分位についても、財政検証データを利用。
- ◆共働きにおける妻の収入分位は、夫よりも1区分だけ下位のものとした（任意想定）。

片働き世帯の 年金月額(所得階層別)

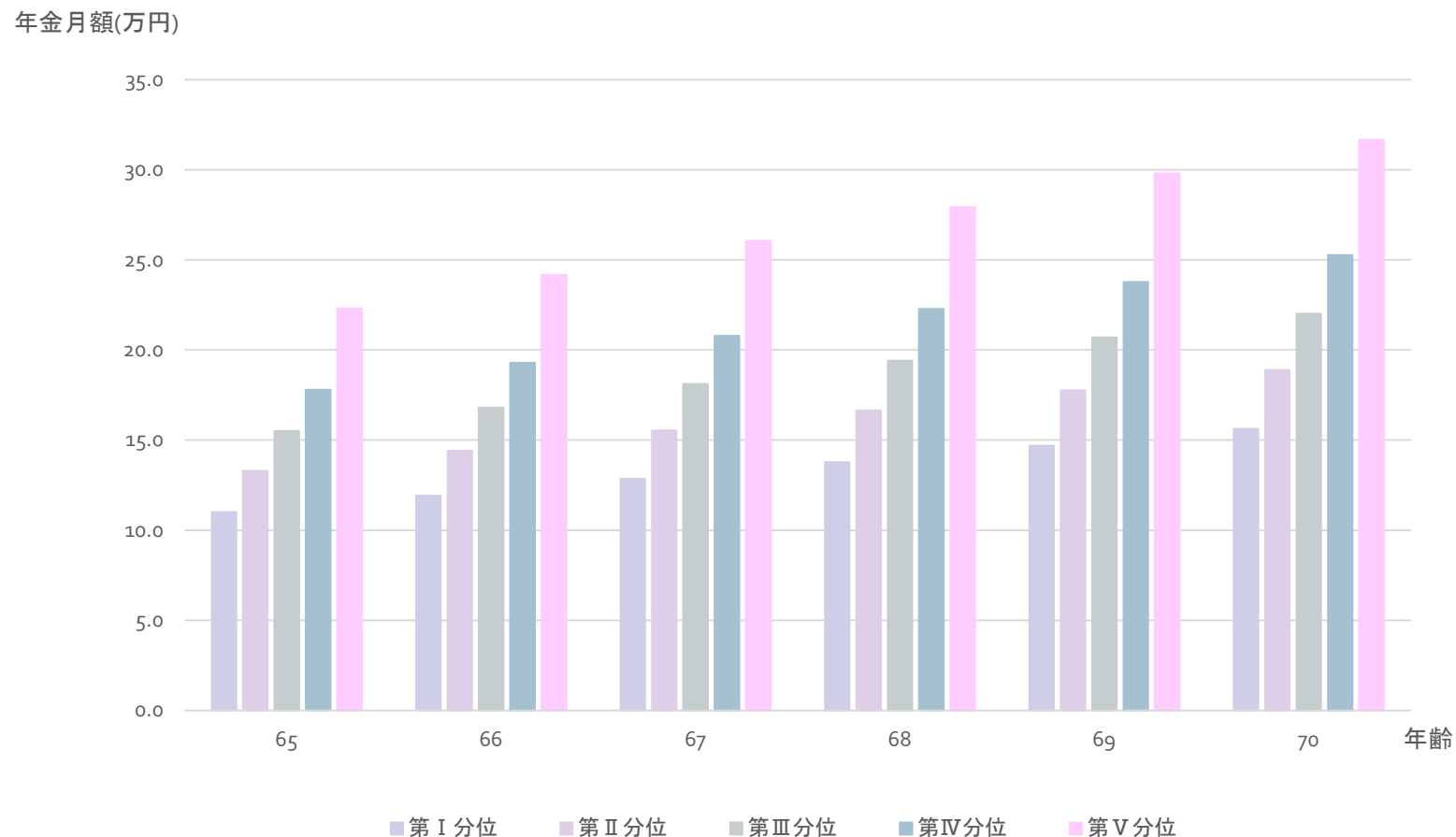
第Ⅲ分位では、65歳受給は夫婦で月額22万円

年金月額(万円)



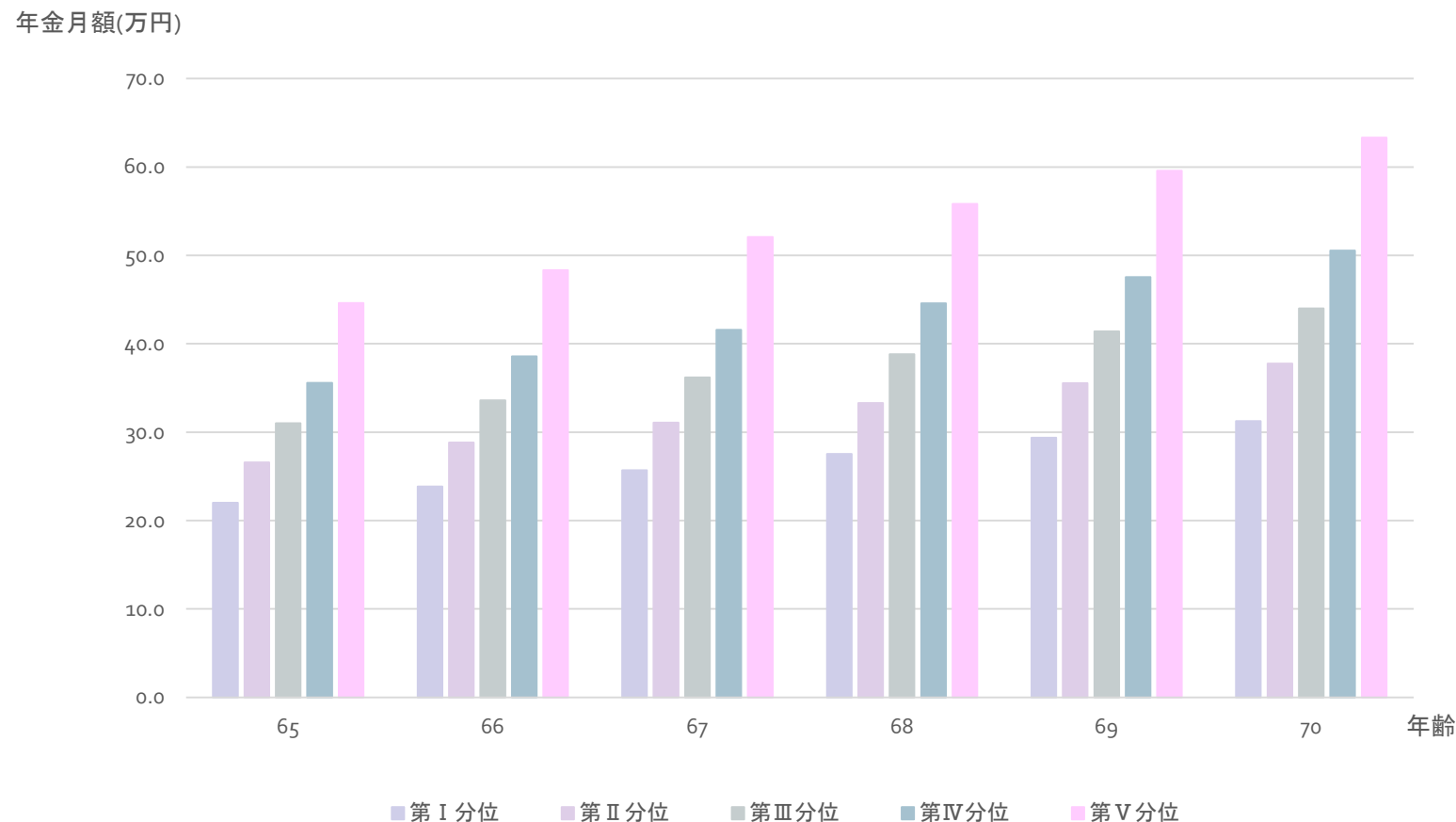
単身世帯の 年金月額（所得階層別）

単身世帯では、15.5万円（65歳）が
22万円（70歳）に増加



共働き世帯の 年金月額（所得階層別）

共働きでは、夫妻がともに厚生年金も受け取る



💡まとめ：
繰り下げ受給
は効率的に資
金を増やす

◆繰り下げ受給をすると、どの世帯も年金額がかなり増加することがわかる。5年繰り下げると、月額10万円前後も増加する。

⇒老後資金を効果的に増やすことが可能に

！繰り下げ受給の間は、手持ちの資金を取り崩す必要がある

2

老後資金の確保の方法

2-2

就労延長すると給料は いくらか？

65-69歳の年収は300万円前後

60歳代後半 の給与水準 (万円)	I	II	III	IV	V
夫	2 2 3 . 5	2 5 7 . 7	3 1 9 . 2	4 1 9	5 7 5
妻	2 2 3 . 5	2 2 3 . 5	2 5 7 . 7	3 1 9 . 2	4 1 9

- 夫（男性）については、厚生労働省「賃金センサス 2019」をもとに、65ー69歳の給与年収を得た。5分位値は、賃金分布をもとに試算。
- 妻（女性）については、試算のための任意想定である。夫より1ランク低額の給与収入があるとした。

2

老後資金の確保の方法

2-3

退職金はどれくらい？
貯金はあるのか？

退職金は
1,000-2,000万
円もらう

退職金（一時金・年金）（平成30年）厚労省「就労条件総合調査」

万円,(カ月)	定年退職	会社都合 退職	自己都合 退職	早期優待 退職
大学・大学院卒	1,983 (38.6)	2,156 (35.3)	1,519 (29.6)	2,326 (43.4)
高校卒（管理・ 事務・技術職）	1,618 (40.6)	1,969 (39.5)	1,079 (29.7)	2,094 (50.8)
高校卒（現業職）	1,159 (36.3)	1,118 (33.8)	686 (23.9)	1,459 (48.6)

- 退職すると一時金あるいは私的年金を受け取ることが多い。定年退職では、1,000-2,000万円、年収換算で3年分くらいをもらっている。

64歳時点の金融資産は、0-6,000万円

- 退職金・企業年金:5分位に0~1,983万円を任意設定。
- 貯蓄残高:総務省「家計調査年報」における50~59歳の貯蓄額ほかをもとに、0~4,000万円を任意設定。
- 64歳時点で第Ⅲ分位の引退者は2,000万円の金融資産を有していると思われる。すべて任意想定ではあるが、退職金や金融資産の分布データによると、最低0万円、最高6,000万円と資産格差が存在すると想像される。

万円	I	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	V
退職金・企業年金	0	600	1,159	1,618	1,983
貯蓄残高	0	300	1,000	2,500	4,000
合 計	0	900	2,159	4,118	5,983

2 老後資金の確保の方法

2-4 年間消費はいくら？

年間消費は 300万円くらい

- 消費データは入手できず、「月に5万円不足する」と、よく言われる不足額から、逆算を試みた。公的年金からみた月額不足分を世帯分位に応じて3～7万円とした。
- 夫婦2人世帯では、年間消費額は246-434万円であり、老後であっても、意外とお金がかかる。

年消費, 万円 (月不足, 万円)	I (▲3万円)	II (▲4万円)	III (▲5万円)	IV (▲6万円)	V (▲7万円)
単身世帯	166	208	240	282	354
夫婦世帯	246	288	320	262	434

WPPに関する試算³

試算の 考え方

64歳
退職金
＋
貯金

65歳 受給スタート

- ◆ 年金－消費＝収支差額
- ◆ 資産残高＝前年値＋収支差額

70歳 繰り下げ

- ◆ 年金は1.42倍
- ◆ 65－69歳はタケノコ生活

就労延長＋70歳繰り下げ

- ◆ 65－69歳は給与収入
- ◆ 70歳から年金生活

3 WPPに関する試算

3-1 ケース別の試算結果

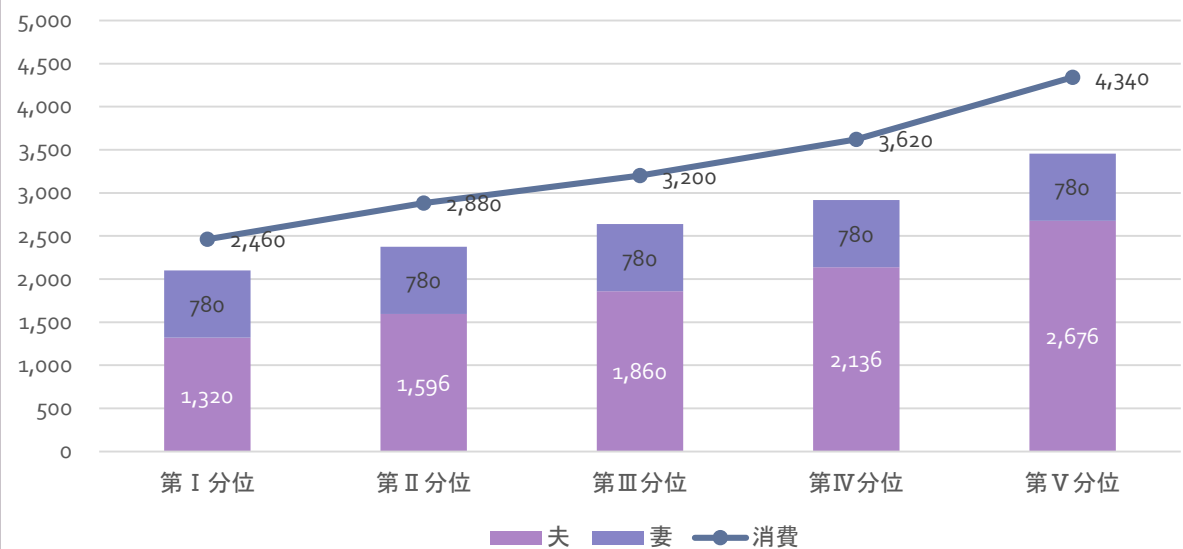
ケースA 片働き

夫婦の年金収入と世帯の消費支出には不足額があり、この不足額だけ金融資産が減っていくことになる。

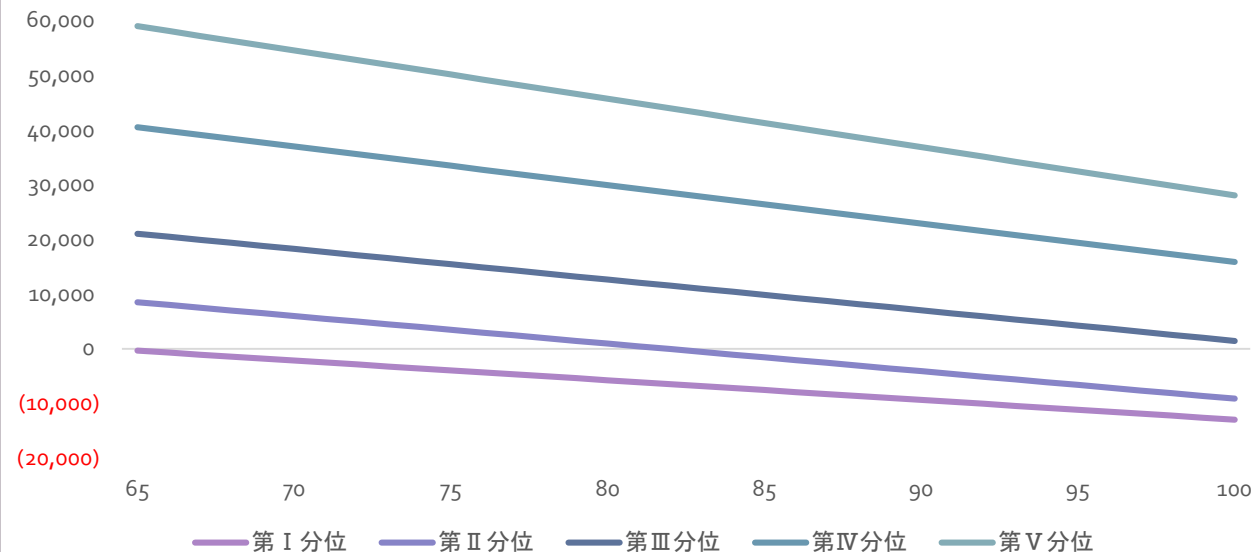
第Ⅲ分位では、2100万円の金融資産が100歳で140万円まで減少する。85歳時点では980万円であり、手元資金を1,000万円確保したいならば不安となる。

第Ⅰ分位、第Ⅱ分位については、この想定では85歳時点では、金融資産がマイナスになるので、消費を抑制する生活が求められる。

収入と支出, A片働き・65歳支給, 千円



金融資産残高, A片働き・65歳支給, 千円

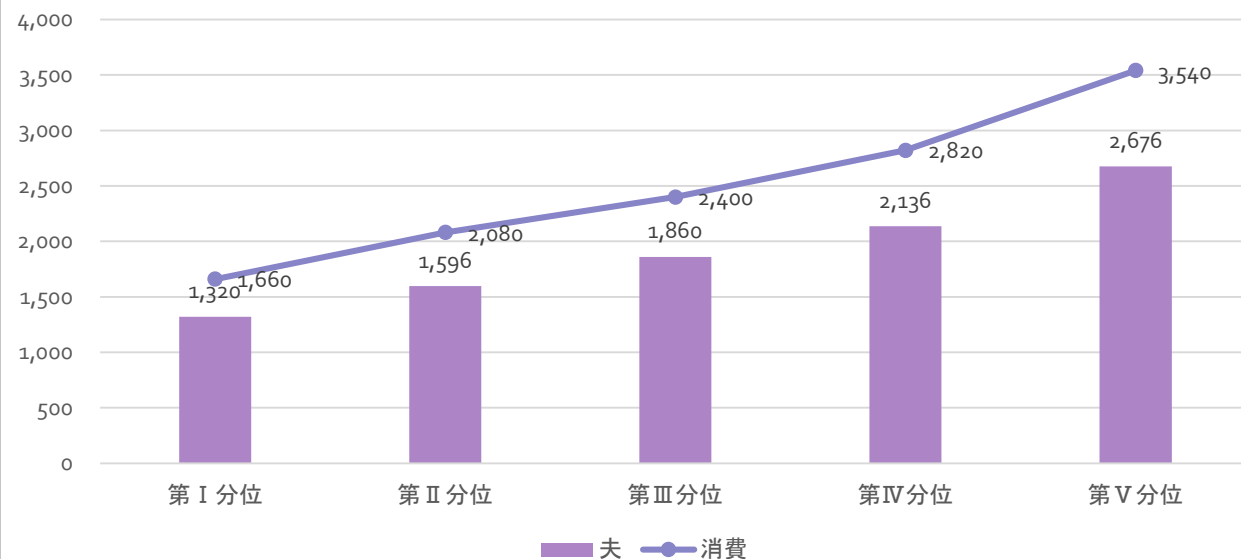


ケースB 単身

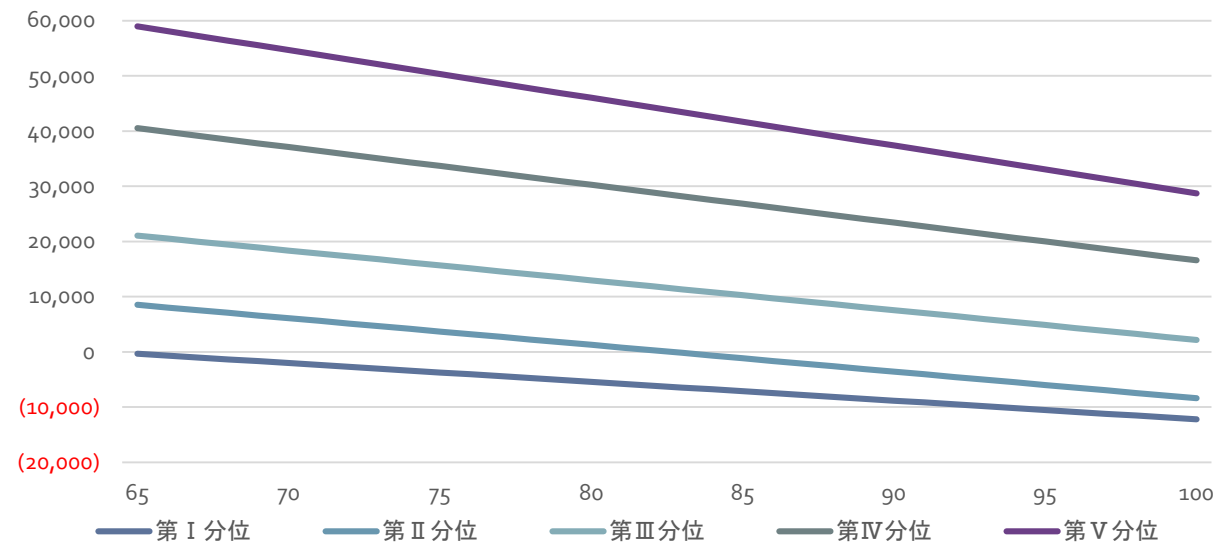
単身世帯では、収入、支出とも夫婦世帯に比べると小規模だが、今回の想定では、収支差額は夫婦世帯と同じくらいという前提条件を置いた。

当初の金融資産残高は、片働き世帯と単身世帯では同じ。年金収入、毎年の収支差額、当初の金融資産が同じだから、片働き世帯と同じ程度の金融資産の減少傾向をたどる。

収入と支出, B単身,65歳支給,千円



金融資産残高, B単身,65歳支給,千円



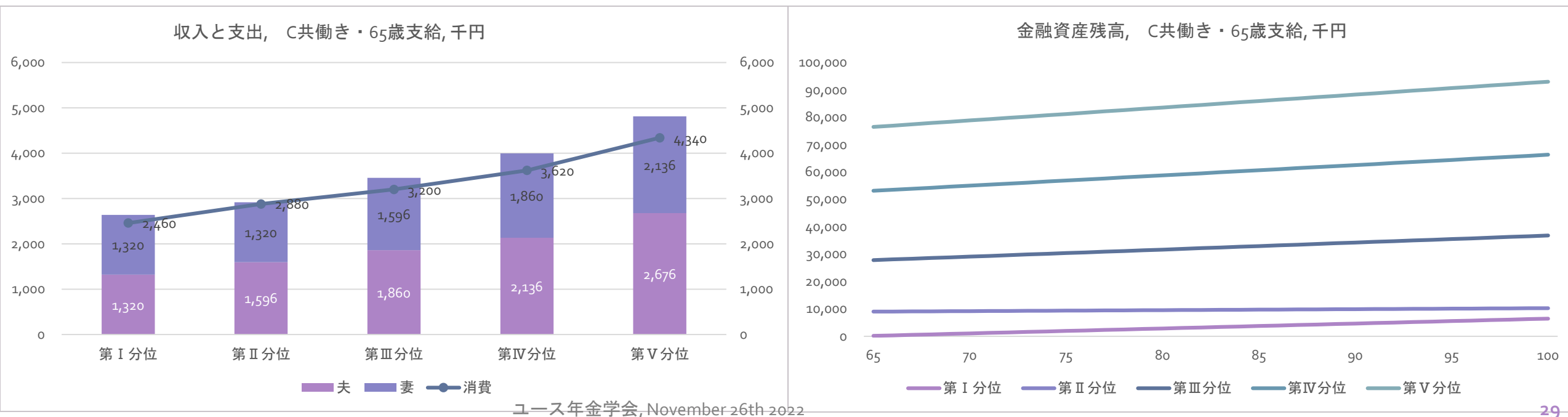
ケースC 共働き

共働きでは、妻が基礎年金（78万円）を上回る厚生年金を受給する。世帯消費を片働き世帯と同じとすると、すべての所得分位において収支差額がプラスとなる。

そのため65歳以降の金融資産残高は増加する。長生きのリスクに備えるためには、就労者の増加（妻の就労）が有効であることが分かる。

女性の就労が増えたのは2000年以降であり、彼女らが引退するのが2040年以降としたら、現在のような年金不足の問題は減るかも知れない。

世帯における就労形態の多様化には、引退者の経済格差を助長する傾向がある。

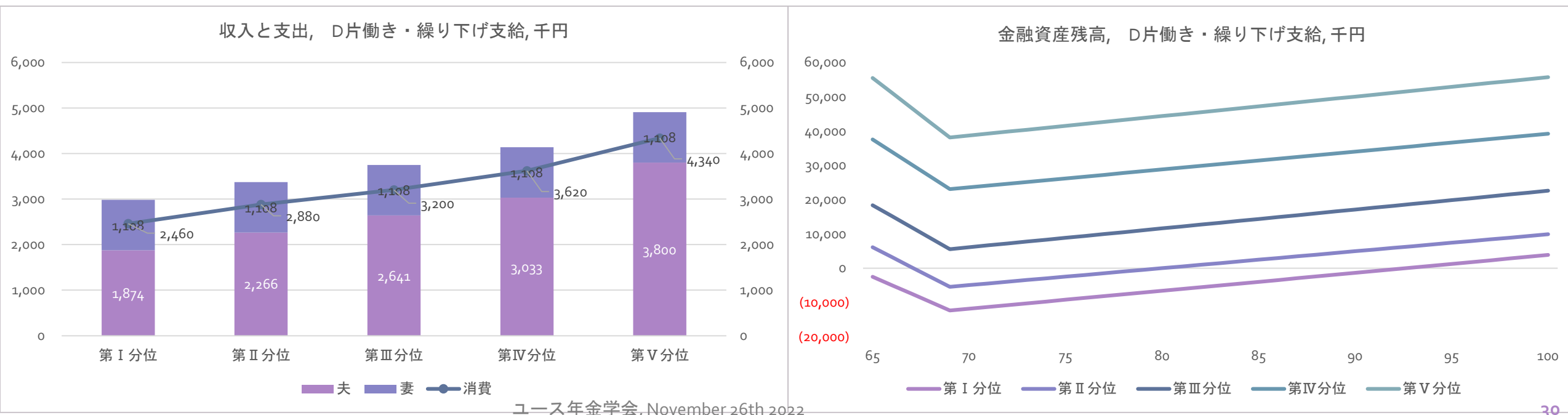


ケースD 片働き 繰り下げ支給

支給繰り下げにより、70歳からの収支差額は黒字に転じる。一方、65-69歳においては、消費額の全額が金融資産からの持ち出しとなる。

***注：本試算では収入増に伴う負担増を加味していない。**

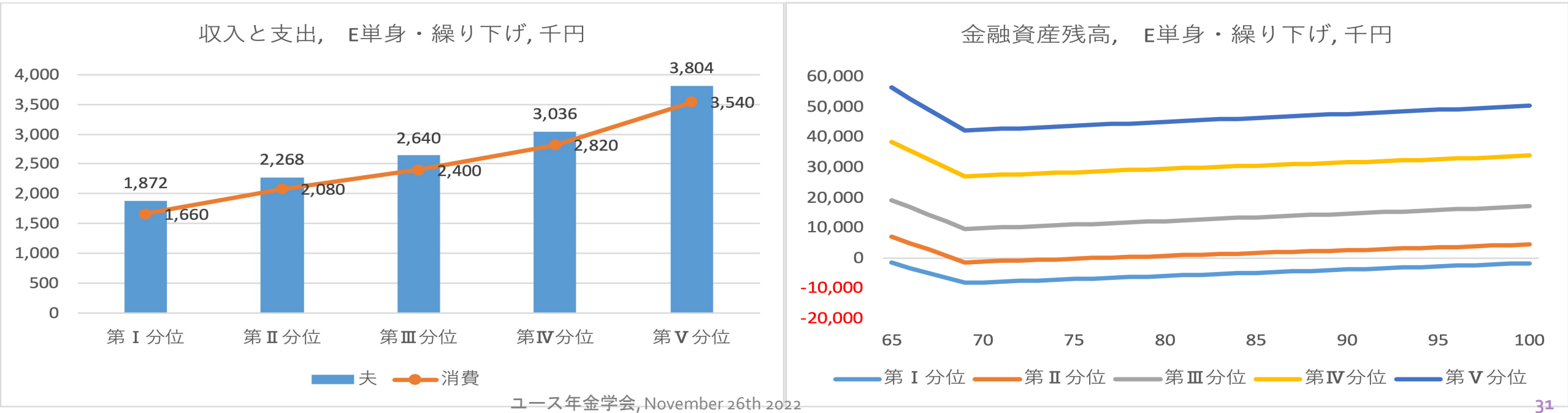
85歳時点の金融資産は、第Ⅲ分位では、65歳スタートの980万円から1400万円まで400万円増加する。繰り下げは、65-69歳の生活資金が年金以外で確保できれば、老後保障として有効政策であることがわかる。



ケースE 単身 繰り下げ支給

繰り下げをすると、単身世帯でも70歳以降になると黒字に転じるから、最終的には資産が増加する。85歳時点に資産額が、Bケース（繰り下げ無し）に追いつく。85歳までは繰り下げは、むしろ不利なシナリオである。

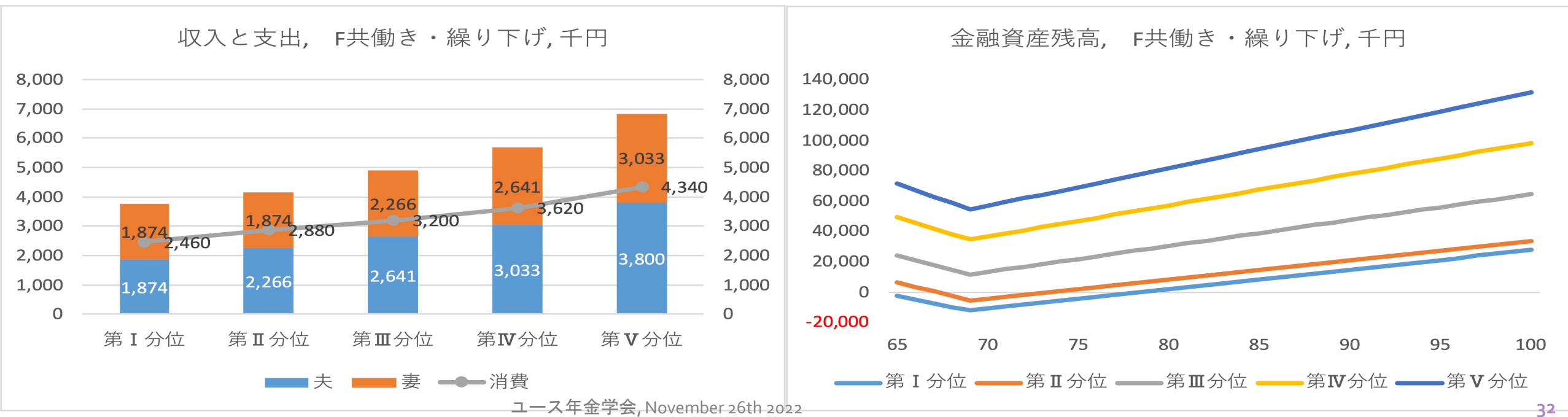
100歳になると黒字効果が効いてくる。Bケースでは毎年、資産が減少するが、Eケース（本試算）では資産が増加する。つまり、繰り下げ支給は、超高齢化に際しての、長生きのリスクへの対策として有効である。



ケースF 共働き 繰り下げ支給

共稼ぎが繰り下げをすると、70歳時点の収支黒字は130-250万円となる。繰り下げ前でも黒字だったが、それがさらに拡大。従って、金融資産は大幅増となる。繰り下げには、資産格差を拡大させる可能性がある。

65-69歳は無収入。金融資産が無し、あるいは少額である第Ⅰ分位と第Ⅱ分位では、金融資産がマイナスとなる。つまり、そもそも繰り下げが実施できないか、あるいは消費の減額が求められることになる。



WPPに関する試算³

3-1(続き)

ケース別の試算結果

繰り下げ＋就労延長

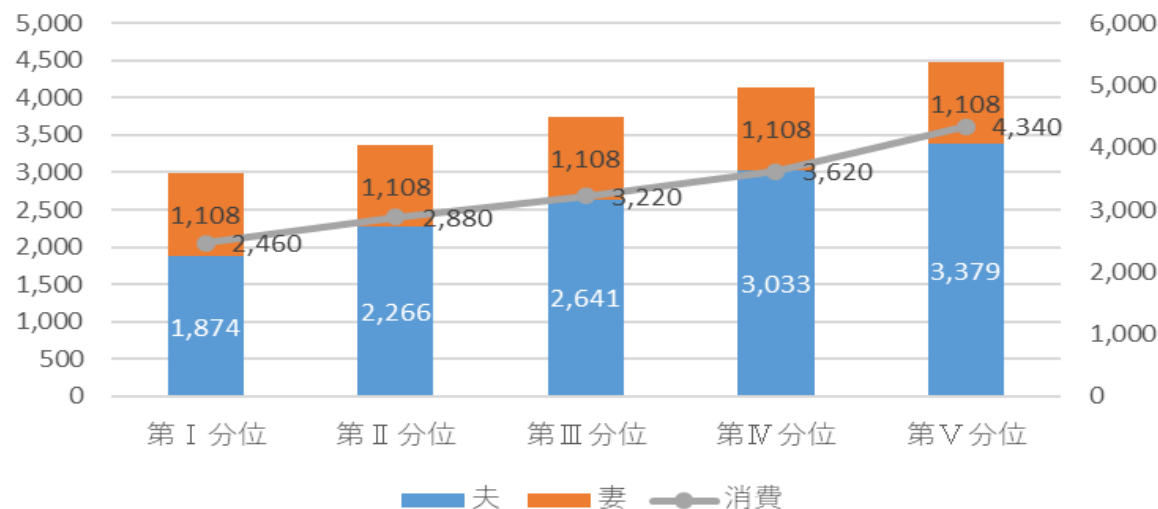
ケースG
片働き
繰り下げ支給
就労延長

就労延長により、65-69歳の5年間に夫が220-570万円の年収を得る。5年間で1,000-3,000万円の収入を得る。ケースD（繰り下げのみ）と比べると、第Ⅰ分位といった低所得でも金融資産の大幅マイナスが回避できる。

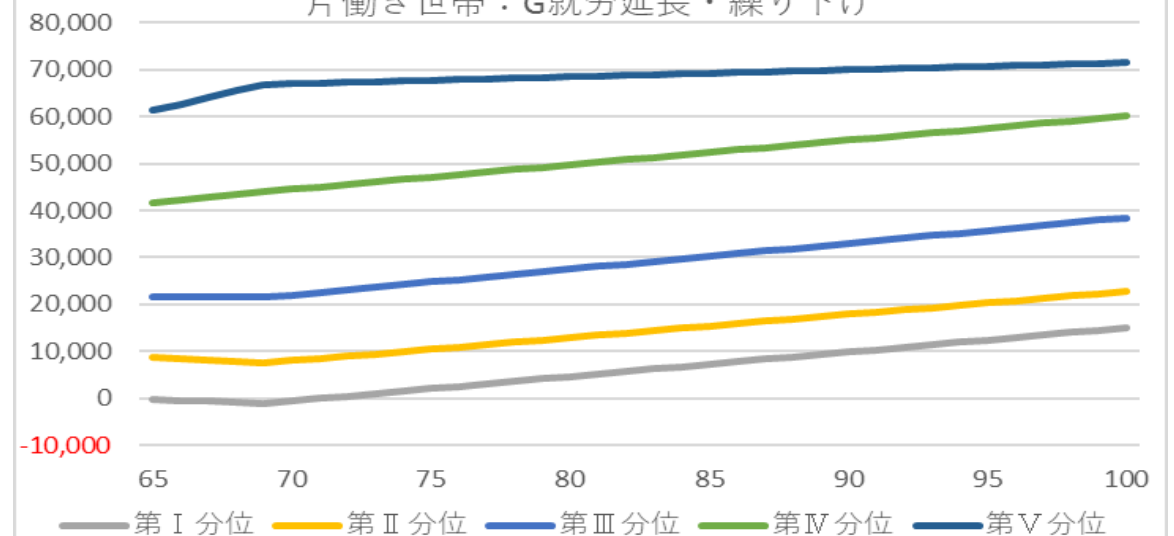
65-69歳においても資産増加し、70歳以降には繰り下げ効果が加算されて、85歳時点の金融資産は大幅増となる。これがWPPのメリットである。

本試算では年金の支給停止を加味した。第Ⅴ分位がこれに該当。高所得者では繰り下げ支給のメリットが一部減殺される。

片働き世帯：G就労延長・繰り下げ，千円



片働き世帯：G就労延長・繰り下げ

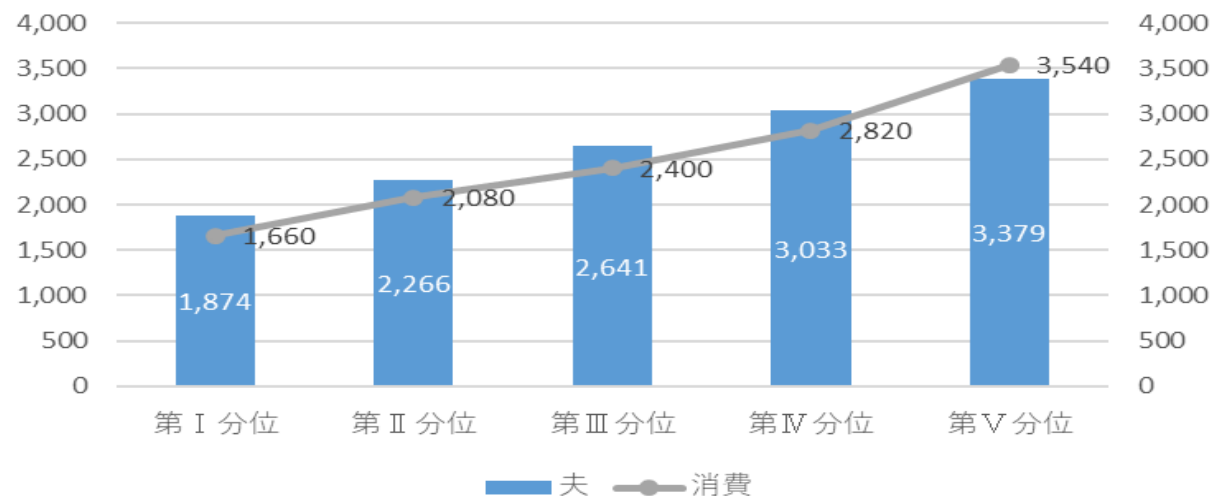


ケースH
単身
繰り下げ支給
就労延長

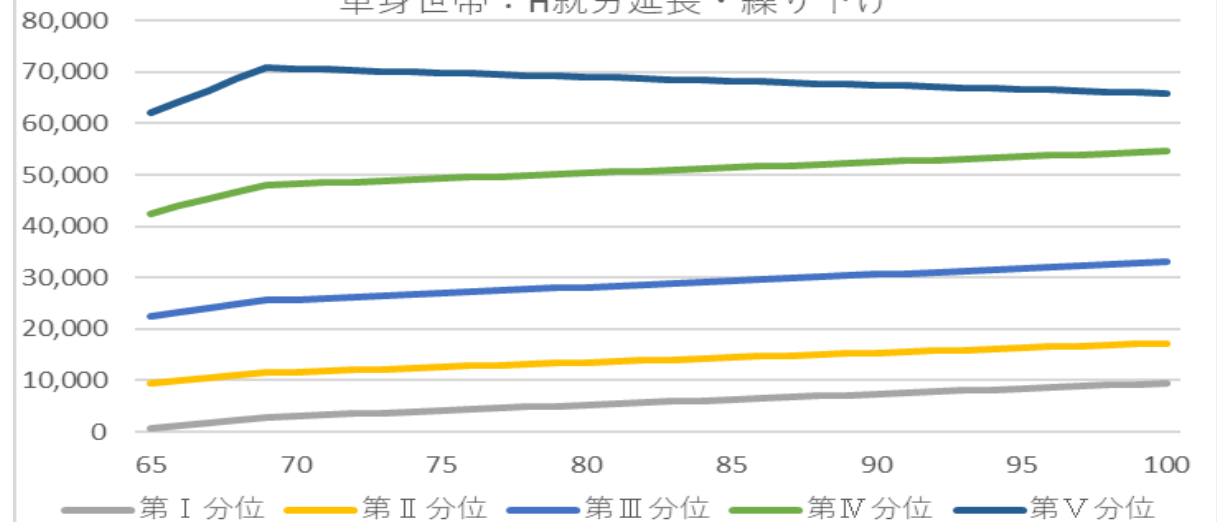
65-69歳の5年間に220-570万円の年収を得る。5年間で1,000-3,000万円の収入を得る。これにより65-69歳における資産減少を回避できる。

問題は第Ⅴ分位。年金の支給停止により、Eケースに比べて、年額40万円だけ、70歳以降に年金が減少する。そのため収支差額がマイナスとなってしまう。

単身世帯：H就労延長・繰り下げ，千円



単身世帯：H就労延長・繰り下げ



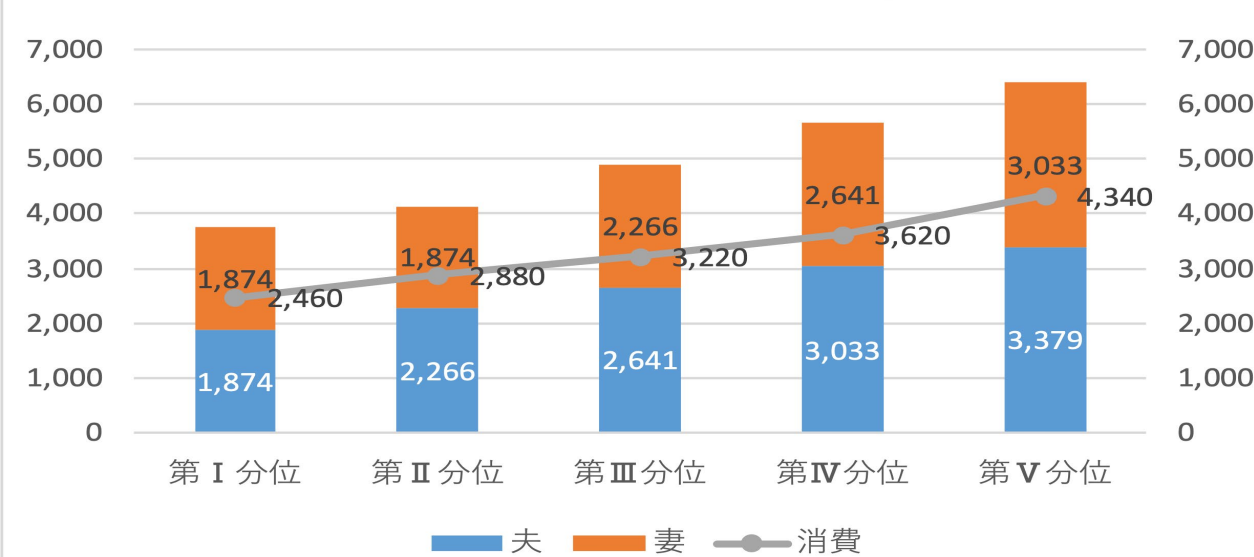
ケースI
共働き
繰り下げ支給
就労延長

65-69歳の5年間に夫婦が370-640万円の年収を得る。5年間で2,000-3,000万円の収入を得る。

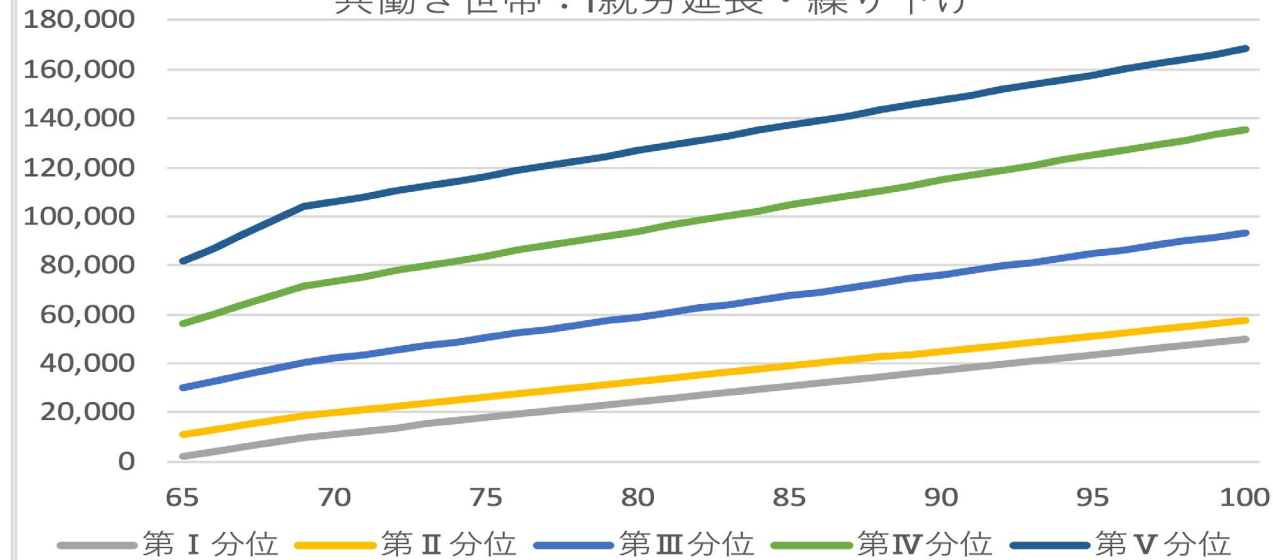
これにより65-69歳における年金繰り下げによる資産減少を回避できる。さらに85歳時点の金融資産が大幅増となる。

第V分位では年金の支給停止により、Fケースに比べて、年額40万円の70歳以降の年金減少が発生する。

共働き世帯：I就労延長・繰り下げ，千円



共働き世帯：I就労延長・繰り下げ



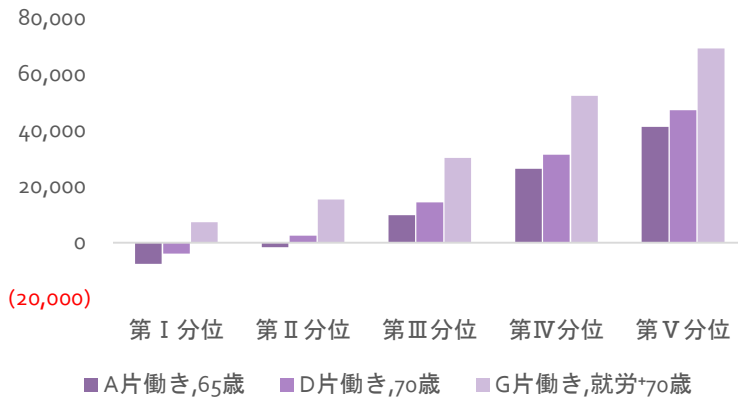
3 WPPに関する試算

3-2 WPPがもたらすもの

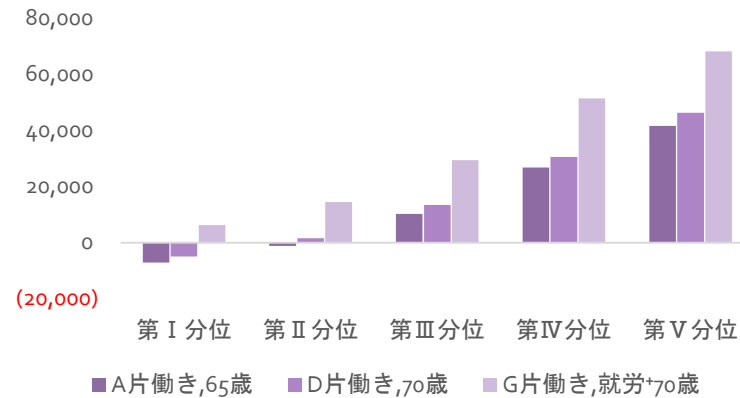
1. 老後リスクへの備えとなる資産の増加：85歳時点

- 片働きと単身世帯では、65歳の引退時点の金融資産額と毎年の収支差額が同じ。そのため金融資産の推移が類似する。低所得の世帯では、85歳時点の金融資産がマイナスになる可能性がある。
- 繰り下げ+就労延長は、金融資産が少ない低所得者の老後生活を劇的に改善する。収支差額が黒字に転じることにより、引退後に金融資産を増やすことができる。

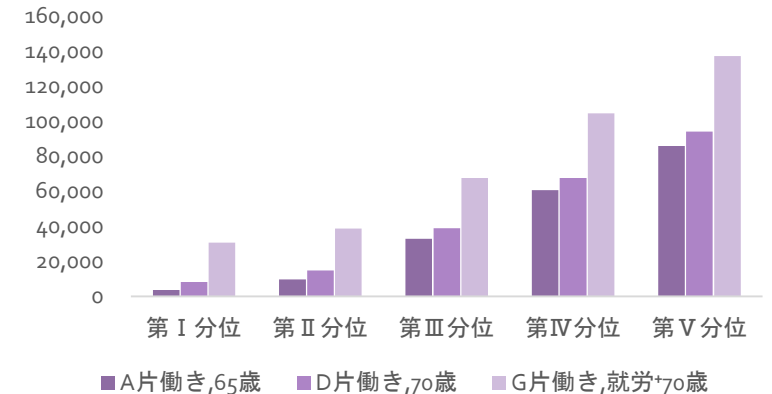
85歳時点の金融資産
片働き世帯,千円



85歳時点の金融資産
単身世帯,千円

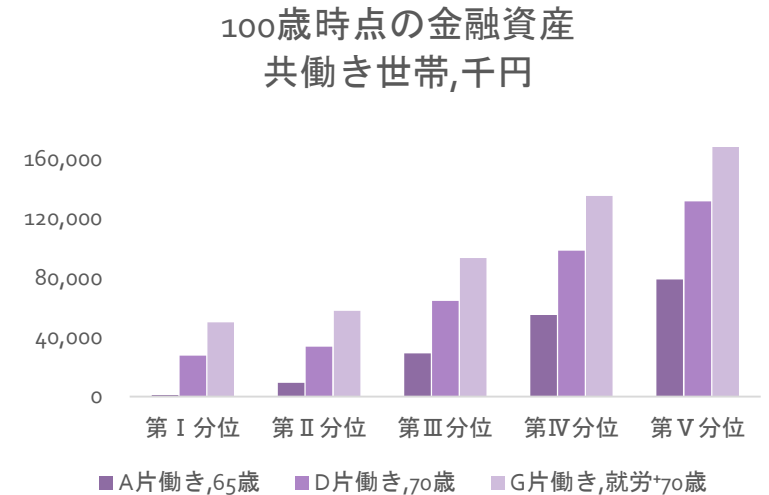


85歳時点の金融資産
共働き世帯,千円



1. 老後リスクへの備えとなる資産の増加：100歳時点

- 片働き世帯や単身世帯では、中間層である第Ⅲ分位ですら、100歳時点の資産がゼロになる可能性がある。このままでは、引退生活は持続不可能である。人生100年時代は中間層にとってリスクである。
- 繰り下げと就労延長は、状況を改善する。人生100年時代に求められる個人の生き方である。
- 15年長生きをすることにより、収支差額が黒字の高所得世帯では、金融資産がさらに増える。人生100年時代とは、資産格差が拡大する時代である。



試算前提： 税と社会保障 負担の算出方 法

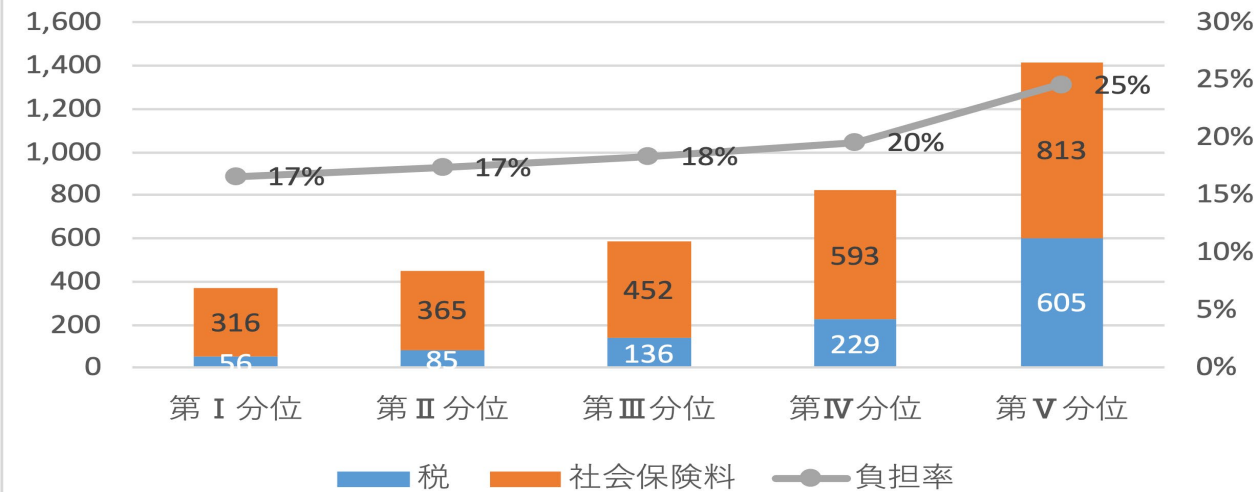
- 租税：所得税、住民税を算出
 - 基礎控除48万円＋公的年金等控除110万円の存在により、年金収入が158万円以下であると、税負担は無し。年金収入は多くても300万円だから、税があっても控除後所得に、所得税5%+住民税10%しかかからない。
- 社会保険料
 - 引退すると年金保険料が無くなる。収入の減少に伴い保険料負担が減少する。
 - 引退期：東京都文京区における制度をもとに算出
 - ✓ 医療：控除後所得への保険料率9.5%＋個人割4.6万円
 - ✓ 介護：個人割 収入に応じて 3-12万円
 - 現役期：就労延長すると65-69歳ではこうなる
 - ✓ 年金：保険料率9.15%（個人分）
 - ✓ 医療：保険料率5.0%（個人分）

ケースG
片働き
繰り下げ支給
就労延長

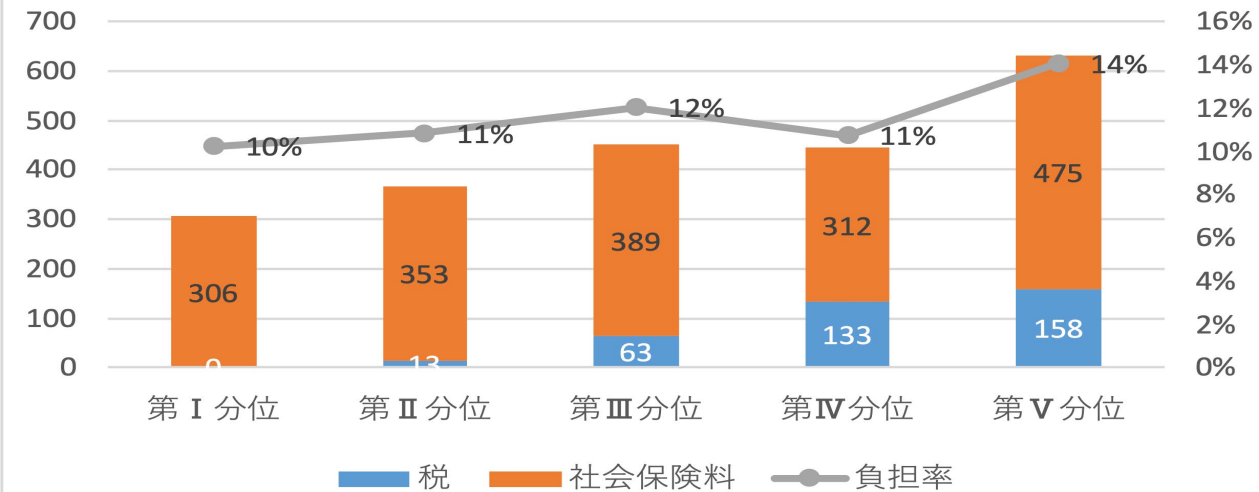
税と社会保険料の試算結果：ケースG

- 65-69歳において就労継続すると、税が14万円、社会保険料が45万円となり、世帯収入比は18%である。税、社会保険料ともに累進性が存在しており、高所得者の負担率は25%に達する。
- 繰り下げても70歳時点の負担率は、高所得者でも14%にしかない。負担額は社会保険料が大部分を占める。これは収入が少ないからである。

税と社会保険料(65歳時点), 片働き世帯：G就労延長・繰り下げ, 千円



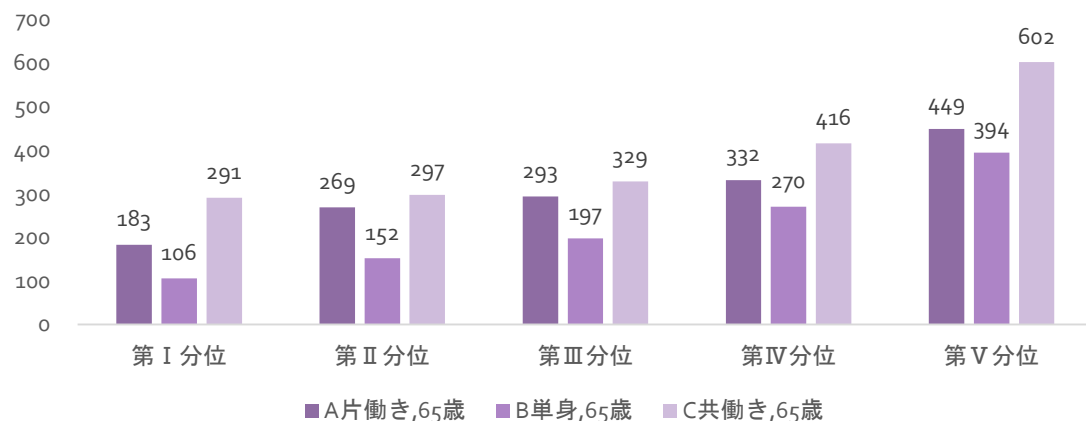
税と社会保険料(70歳時点), 片働き世帯：G就労延長・繰り下げ, 千円



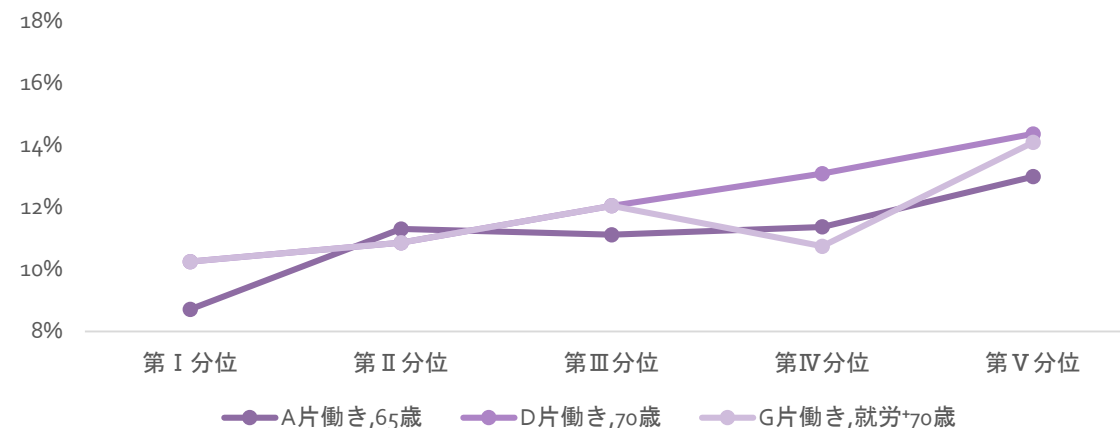
2. 税と社会保険料の負担：対収入比率は10%台

- 65歳支給ケース：70歳時点の負担額（65歳時点と同じ）は、片働きで20-40万円、単身で10-40万円、共働きで30-60万円である。収入が増えることにより、負担額が増加する。累進性は単身で大きい、片働き、共働きといった夫婦世帯では小さい（左グラフ）。
- 年金を繰り下げれば、収入が1.4倍に増えるので、税や医療保険料の負担が増える。しかし、片働きについて負担額の対収入比率をみても8-14%である。ここでは繰り下げにより年金が1.42倍増えても、対収入比率が同じだから、収入増を上回る負担増は無いことが見て取れる（右グラフ）。

70歳時点の税・社会保険料負担額，65歳支給ケース，
千円



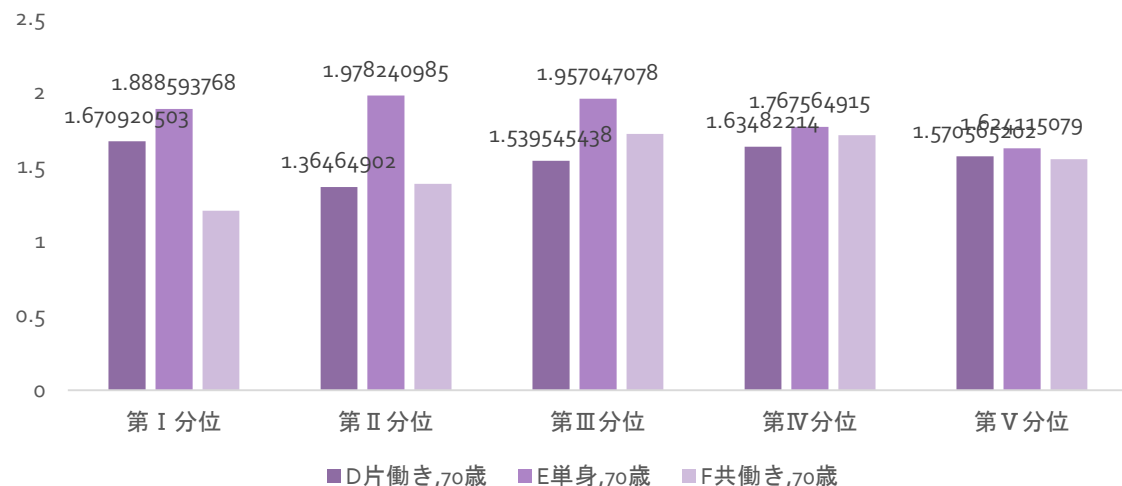
70歳時点の税・社会保険料負担，
片働き世帯，対収入比



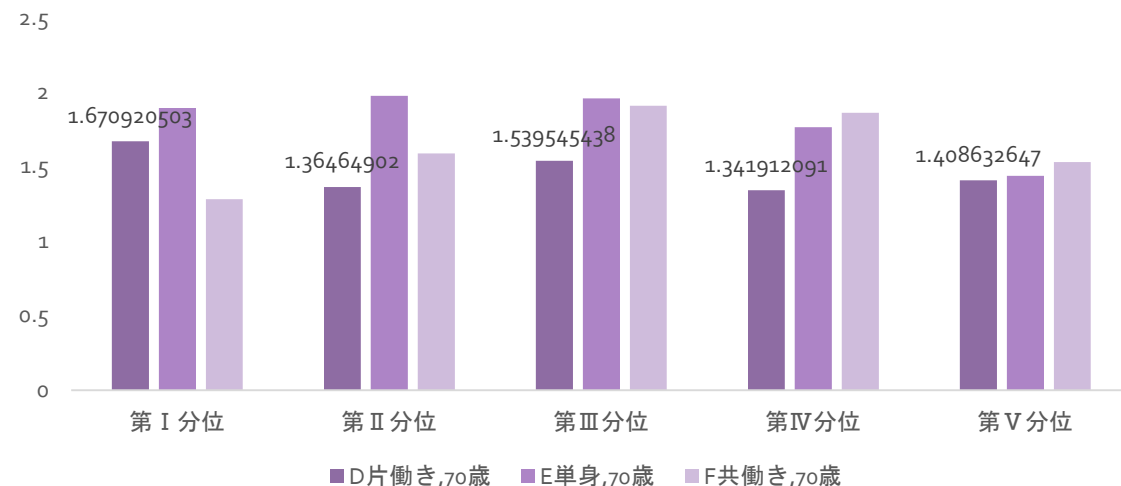
2. 税と社会保険料の負担：繰り下げは得策

- 前スライドの議論を詳しく考える。繰り下げによる負担増は、単身者で2倍に達するが、夫婦世帯では1.5倍前後である。年金は1.42倍になる一方で、ほぼ同程度の負担増に留まること、負担額は収入の10%台であることを考えると、繰り下げにより正味の収入は増えることが理解できる。
- 繰り下げにより、税負担が増加するという主張は誤り。この実態は、負担増を上回る収入増があるので、長生きのリスクへの備えとして、繰り下げは有効策である。

繰り下げによる負担増, x倍



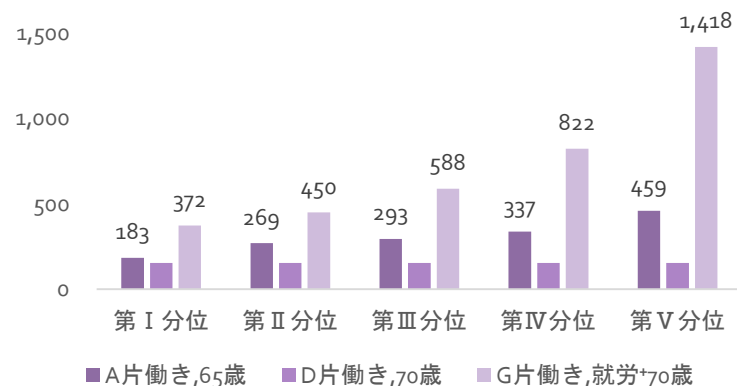
就労+繰り下げによる負担増, x倍



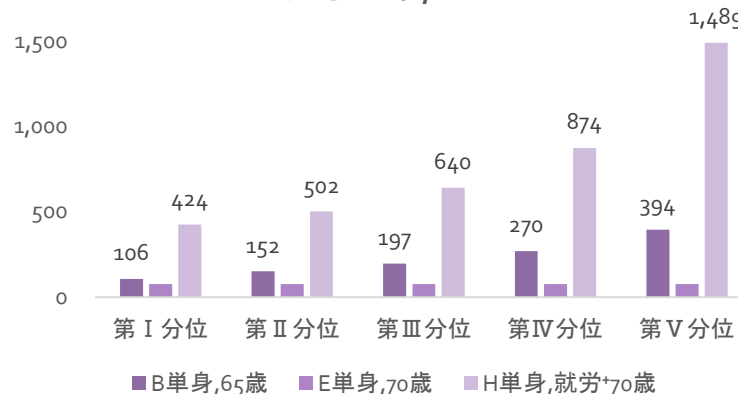
3.就労延長による65-69歳の負担増は、70歳からの年金増でカバーできる

- 65-69歳に給与収入を得ると、現役世代並みの年金、医療保険料を負担することになる。片働き世帯、第Ⅲ分位においては、年額30万円ほど負担が増加する。これは年金収入から勤労収入への転換による、収入の増加分に匹敵する。しかし、繰り下げにより、それをはるかに上回る年金増が70歳以降に享受できる。
- これが第Ⅴ分位という高所得世帯になると、負担は100万円以上も増加する。しかし、勤労収入についても200万円以上増加しており、65-69歳における収支差額の改善により、負担増をカバーしている。

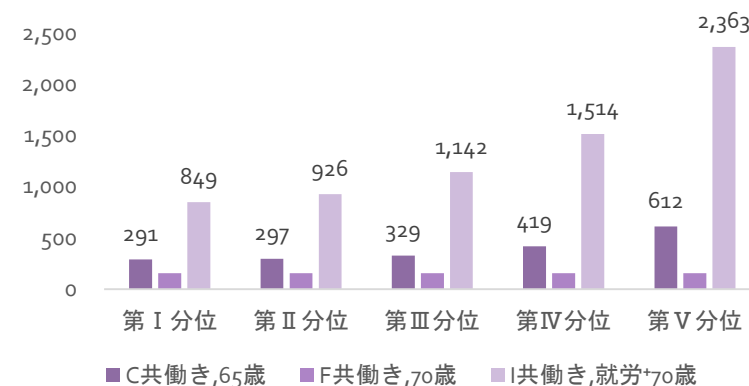
65歳時点の税・社会保険料負担額,
片働き世帯,千円



65歳時点の税・社会保険料負担額,
単身世帯,千円

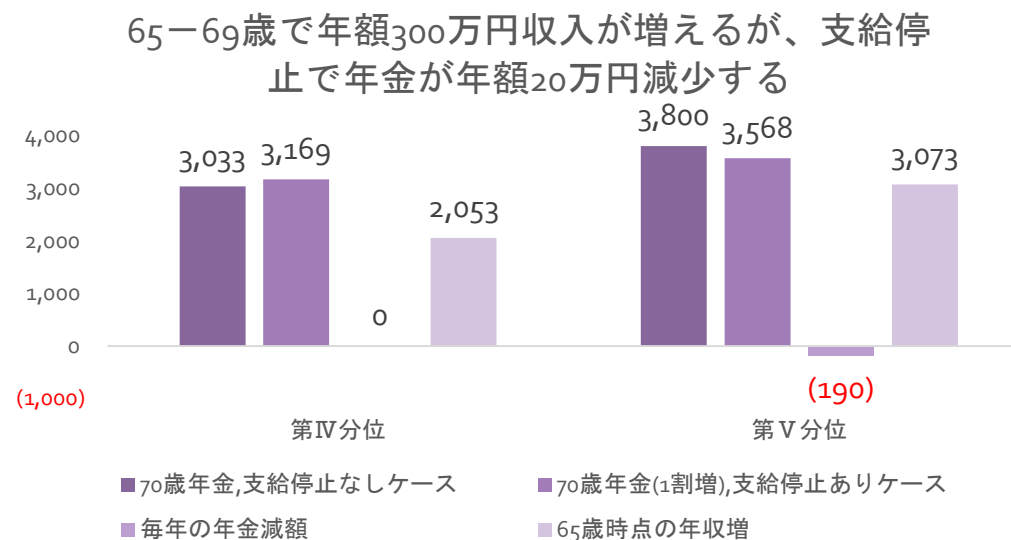
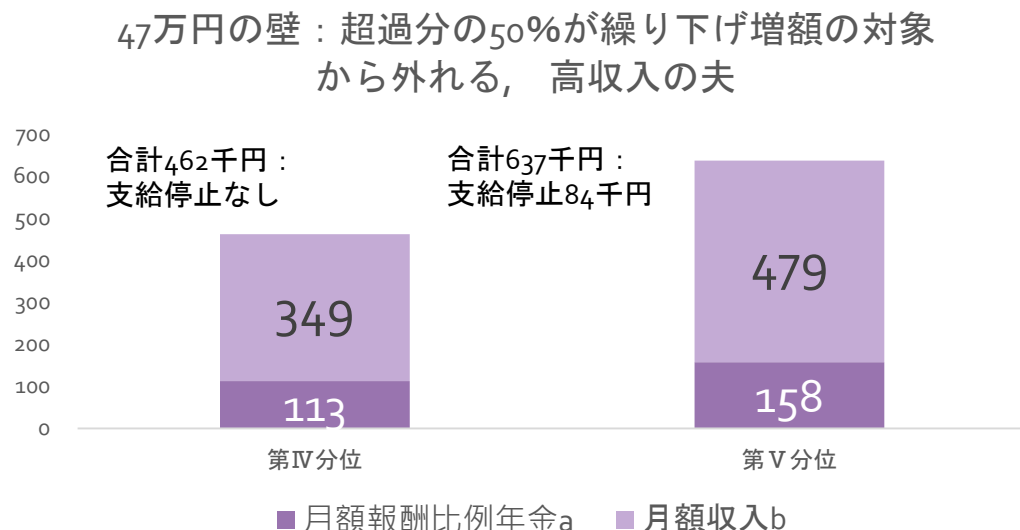


65歳時点の税・社会保険料負担額,
共働き世帯,千円



4. 支給停止は人生100年時代では問題となる可能性

- 支給停止の仕組み：65歳時点の月給と報酬比例年金の合計が47万円を超過すると、その超過分の半分以上が繰り下げ支給に伴う増額対象から外れる。一方、就労期間が40年から45年間に伸びることにより報酬比例年金が1割ほど増える。
- しかし、支給停止と年金増を合わせても、支給停止なしケースに比べて、年額20万円ほど収入が減額する。さらに、年金増額により年額20万円ほど負担が増えるので、年間の実質的な収入の減少は40万円に達する。85歳までの損失は15年間で600万円だが、100歳までの30年間では1200万円となる。65-69歳の年収累計は3000万円なので、就労延長した効果が減殺されてしまう。



4 まとめ

わかったこと 政策の提案

1. WPPは老後リスクへの有効手段
2. 就労延長のさらなる推進が望ましい
 - 政策は思い浮かばず…
3. 資産格差が拡大する
 - 死亡するまでは誰もが資産を保持したい。相続税によって死後に精算したらどうか？